

平成 29 年度

定期 監査 報告 書

(平成 29 年 6 月～ 11 月実施)

平成 30 年 3 月

国土 地理 院 監査 官

はじめに

本報告書は、平成29年度において実施した定期監査結果を取りまとめたものである。

監査は、国土地理院監査規則（平成13年3月1日国地達第20号、以下「規則」という。）第2条に基づき、国土地理院の事務の合理的運営、官紀の保持及び不正行為の防止に資することを目的として実施している。

そのうち定期監査は、規則第5条の規定に基づき、本院及び地方測量部等を2カ年計画で定期的実施している。

平成29年度は、平成29年度定期監査実施計画（（平成29年4月12日国地監第2号）に基づき、本院（3部、2センター）、地方測量部（5部）を対象に実施した。

なお、規則第6条の臨時監査及び7条の点検監査は実施していない。

定期監査の結果、規則第12条に規定する「事態が重要でかつ急を要すると認める事項」に該当する事項はなかった。

本院及び地方測量部等におかれては、本報告書で記述した取組事例・意見を踏まえ、より一層の「事務の合理的運営・官紀の保持及び不正行為の防止」に努められるよう期待するものである。

本報告書は、定期監査の対象となった部署だけでなく、全ての部署において、今後の業務の参考として活用されることを切望するものである。

平成30年3月

主任監査官

目 次

I. 概 要	
1. 監査方針	1
2. 監査実施状況一覧表	2
3. 監査の結果	3
3. 1 国土地理院重点項目	3
3. 2 一般項目	17
4. 監査の概評	18

I. 概要

1. 監査方針

平成29年度定期監査は、国土地理院監査規則（平成13年3月1日 国地達第20号）第2条（監査の目的）及び平成29年度定期監査実施計画（平成29年4月12日 国地監第2号）に基づき、国土地理院の事務の合理的運営、官紀の保持及び不正行為の防止に資することを目的として、以下の重点項目及び一般項目の監査項目を掲げて実施した。

また、前回監査で「意見の提示」、「指示」等により指摘した事項の処理結果の点検も実施した。

（1）国土地理院重点項目

- 1) コンプライアンスの徹底に関する取組について
- 2) 職員の健康・安全管理及びワークライフバランスの推進に関する取組について
- 3) 行政情報の管理等について
- 4) 事務・事業の効率化・合理化への取組について

（2）一般項目

- 1) 服務一般及び文書処理について
- 2) 契約及び金銭会計処理について
- 3) 物品、国有財産管理について
- 4) 事業の執行について
- 5) 測量法関係業務について

2. 監査実施状況一覧表

監査対象部署	監 査 月 日	監査官	監査補助者
北海道地方測量部	6月 7日～ 9日	主任監査官 染谷 宏	物理測地課長補佐
四国地方測量部	6月19日～21日		情報サービス課長補佐
関東地方測量部	6月29日～30日		応用地理部専門調査官
北陸地方測量部	10月 4日～ 6日		基本図情報部専門調査官
中部地方測量部	10月18日～20日		企画部専門調査官
本 院 総 務 部 企 画 部 測 地 部 測地観測センター 地理地殻活動 研究センター	11月15日～16日	監査官 真下 好隆	総務課長補佐 人事課長補佐 会計課長補佐 契約課調査員 厚生課長補佐 国際課長補佐 測地基準課長補佐 情報企画課長補佐 基本図課長補佐 地理情報処理課長補佐 地殻監視課長補佐

3. 監査の結果

3. 1 国土地理院重点項目

平成29年度の国土地理院重点項目は、(1) コンプライアンスの徹底に関する取組について、(2) 職員の健康・安全管理及びワークライフバランスの推進に関する取組について、(3) 行政情報の管理等について、(4) 事務・事業の効率化・合理化への取組について、である。

(1) コンプライアンスの徹底に関する取組について

平成24年度に発生した高知県内の事務所における入札談合事案により、公正取引委員会から3回目となる改善措置要求がなされたことを受けて、平成25年3月に国土交通省において、「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられ再発防止策を踏まえ、入札談合等関与行為の再発を確実に防止する観点から組織全体で効果的な措置を講ずる必要があるとされたところである。

国土地理院においては、平成25年4月「国土地理院コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス・内部統制の強化を図るため、各年度毎に「コンプライアンス推進計画」を策定し、綱紀の保持、不正行為の防止等に努めているところである。

しかしながら、平成28年度においても地方整備局の職員が、相次いで収賄等の容疑で逮捕されるなど、依然として不正行為が後を絶たない。

このような状況を踏まえ、平成29年度コンプライアンス推進計画（以下「推進計画」という。）の取組について監査するとともに、地方測量部長、次長、管理課長、測量課長（以下「管理職員」という。）及び発注担当職員に対して、コンプライアンスに関する認識及び取組状況等のヒアリングを実施した。併せて、事業者との対応に関する職場環境の整備状況及び事業者との応接方法についての監査を実施した。

1) 職員のコンプライアンス意識向上の取組

① 研修におけるコンプライアンス講義の実施

研修におけるコンプライアンス講義の実施状況を確認したところ、平成29年度国土地理院研修計画で予定されている全研修（評価能力向上研修等の専門研修を除く）のカリキュラムにコンプライアンス（国家公務員倫理規程、発注者綱紀保持規程を含む）に関する概念や守るべき法令等の理解を深めるため、具体的な事例（不当な働きかけを受けた場合、発注者綱紀保持規程に抵触すると思料される事実を確認した場合の通報制度など）を挙げて講義が行われていた。講義方法も受講者全員が意見を出し合うグループ討議方式を採用し、職

員の倫理感や発注者綱紀保持感などコンプライアンス意識の向上に努めていた。

新任課長等研修では、外部講師を招きコンプライアンスに関する指導員を育成するための研修を実施した。

また、国土交通大学校で実施した研修や人事院等他機関が開催する研修等にも積極的に参加し、コンプライアンス意識の向上に努めていた。

② **コンプライアンス講習会等の実施**

コンプライアンス講習会等の実施状況を確認したところ、本院及び地方測量部において、コンプライアンスの意義及び重要性を理解するための講演会等を開催し、職員のコンプライアンス意識の向上に努めていた。

本院では、1回目の講演会を6月に公正取引委員会の担当職員を講師に招き「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」をテーマに開催し、Web会議システムでの聴講を含め、延べ251名（会場参加87名、Web参加164名の聴講があった。2回目は11月に、国家公務員倫理審査会事務局より倫理審査官を講師として招き「最近の倫理法等違反の傾向と再発防止」と題して開催し、延べ262名（会場参加72名、Web参加190名、）の聴講があった。3回目は、平成30年2月に国土交通大学校の教授を講師に招き、コンプライアンス講習会を開催し、延べ237名（会場参加54名、Web参加183名）の聴講があった。

また、今回の監査対象部署である、中部、四国地方測量部においては、独自に公正取引委員会に講演を依頼し、「入札談合等関与行為防止法について」をテーマに講演会を開催し、延べ26名の聴講があった。北陸地方測量部においては、他機関が主催した講演会に2名が参加聴講した。さらに、公正取引委員会及び人事院主催の連絡会議に地方測量部の管理課長又は総務係長（以下「管理課長等」という。）が出席し、入札談合等関与行為防止について再確認するとともに、会議資料を職員に回覧したり、部内会議等で入札談合等関与行為に関し注意喚起を行った。

さらに、6月から9月にかけて、本院担当職員（適正業務管理官）が北海道及び中部地方測量部に出向き、発注者綱紀保持に関する講義を実施し、合わせて35名の受講があった。

なお、全職員対象の講演会は、推進計画どおりに年3回開催され、未受講者がいる職場には未受講者リストを送付して未受講者に受講を促したが、年間通じた講演会等の未受講者は112名（在職職員数の約16%）おり、全職員（非

常勤職員を含む) が年1回聴講する目標は達成できなかった。

③ **コンプライアンス・ミーティングの実施**

コンプライアンス・ミーティングの実施状況を確認したところ、本院及び地方測量部等の全部署(18部署)において年3回実施し、全職員が1回以上は参加しており、推進計画の目標は達成した。また、全部署において職員のコンプライアンス意識の向上、職場でのコミュニケーションの活性化、風通しの良い職場環境の構築に努めていた。

実施にあたっては、できるだけ多くの職員が参加できるように、開催日を複数日設けたり、班を編制するなどの工夫をしており、1回目(4月から5月)は、681名(97.6%)が参加し、12部署で参加率100%を達成した。2回目(7月から9月)は663名(95.5%)が参加し、9部署で100%を達成した。3回目(12月から2月)については、658名(94.1%)が参加した。

また、期間業務職員が理解しやすい、日常業務で起こり得るような問題をミーティングのテーマに取り上げ、より一層の意識の向上に努めていた。

講演会 : 大会議室



ミーティング : 研究管理課



④ **発注者綱紀保持の周知徹底**

発注者綱紀保持規程及び同マニュアル(以下「発注者綱紀保持規程等」という。)の周知徹底の取組として、地方測量部管理課長等会議(5月開催)、部内会議、課内会議において、通報制度の主旨、事務処理及び内部・外部通報窓口を中心に職員に周知されており、全職場において適切に行われていた。

セルフチェックの実施状況を確認したところ、2回とも実施率は95%(前

年度平均75%)を超えており、高い実施率であった。

なお、セルフチェックの結果は、正答率を集計して、その結果をフィードバックし、正答率が低かった問題を定例会議等において解説を行うよう周知し理解を深めていた。

⑤ 国家公務員倫理の周知徹底

国家公務員倫理法及び同規程等（以下「倫理規程等」という。）の周知徹底の取組として、毎年実施している国家公務員倫理週間にポスターの掲示、電子掲示板の掲示、パンフレットの配付、会議等での周知、倫理DVDの上映などの取組を行っており、また、定例会議等の機会を通じ職員に周知しており、職員の意識向上に積極的に努めていた。

セルフチェックの実施状況については、2回とも実施率は99%を超えており、ほとんどの職員が実施していた。

なお、セルフチェックの結果は、発注者綱紀保持規程等と同様に正答率を集計して、その結果をフィードバックし、正答率が低かった問題を定例会議等において解説を行うよう周知し理解を深めていた。

⑥ コンプライアンス不祥事情報等の提供

国や地方自治体等において、発注者綱紀保持・公務員倫理・非違行為等に係る職員の不祥事事例が発生した際に、関連する法規等の解説を加え、今年度2月末現在で5回の情報提供をしており、職員がより身近な問題としてコンプライアンスを捉えられるよう努めていた。

⑦ コンプライアンス指導者の養成

国土交通大学校で実施した「総合課程 コンプライアンス養成研修(3日間)」に1名の職員を参加させ、指導者として必要な能力の向上を図っていた。

2) 事業者との適切な対応

① 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知

事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知徹底に関する取組を確認したところ、本院及び地方測量部のホームページに国土地理院における発注者綱紀保持の取組に関する協力依頼を掲載するとともに、執務室の出入り口に入室制限等の協力依頼を貼付し、受付カウンターに配布用チラシを常備し、事業者への周知徹底に努めていた。

② 事業者との応接方法の徹底

監査対象部署の地方測量部における事業者との応接は、受付カウンター、打

合せテーブルにおいて適切に対応しており、部長室等での打合せは、扉を開放し次長・課長等が同席して適切に対応していた。

事業者への周知及び応接方法：関東地方測量部

受付カウンター



事業者から見える位置への掲示物



3) 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

① 入札契約手続きの見直し

・ 予定価格の作成時期を後倒しし、予定価格の漏洩の防止

測量業務の予定価格の作成時期を確認したところ、本院及び地方測量部とも開札日の前日に予定価格を作成することを基本とし、作成（封印）後は、開札まで金庫に保管して漏洩防止に努めていた。

② 情報管理の徹底

「発注情報管理マニュアル及び予定価格、総合評価の評価点数などの機密情報（以下「契約機密情報」という。）の管理の徹底

発注情報管理マニュアルに基づく契約機密情報の管理状況を確認したところ、文書及び電子データの管理方法、保管場所とも、概ね適切に管理されていたが、一部の発注担当部署において、所属長による毎年度1回以上実施することとされている発注情報の管理状況に関する調査点検表の作成がされていなかったため早急に点検を実施し作成するよう指導した。。

4) 地方測量部管理職員及び発注担当職員へのヒアリング及び職場環境の整備状況等について

① 管理職員及び発注担当職員へのヒアリング

コンプライアンス関係法令の目的、行動規準、責務、禁止行為、事業者との対

応、通報制度等について、管理職員の認識状況及び職員への周知状況等についてヒアリングを行い確認したところ、概ね認識しており、部内会議・課内会議等を通して全職員に周知していた。

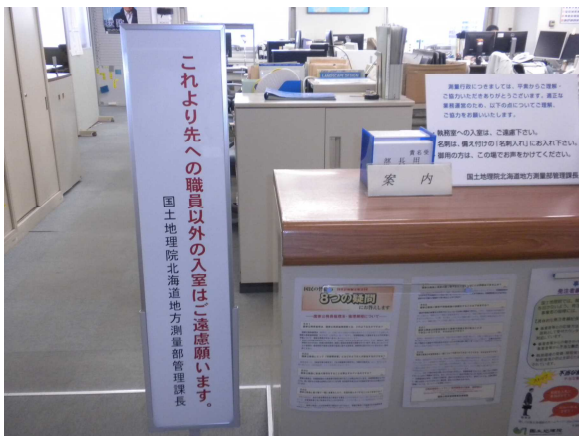
また、発注担当職員に対しても同様にヒアリングを実施した結果、概ね関係法令及び諸手続について正しく認識していた。

② 職場環境の整備状況

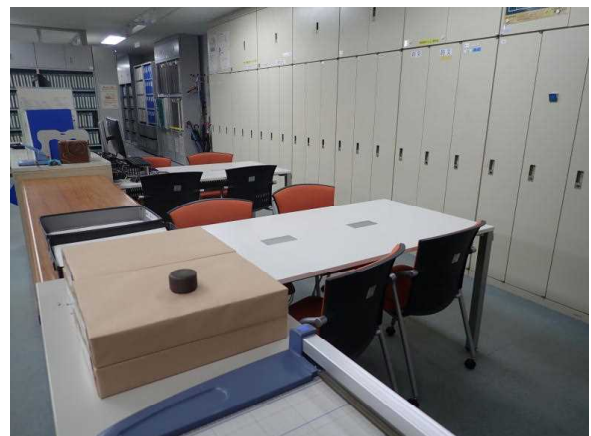
発注者綱紀保持規程等に基づき、オープンな場所で事業者と対応できる受付カウンター、打合せテーブルの設置状況及び事業者の執務室への入室制限等の周知状況など職場環境が整備されているか確認したところ、本院及び地方測量部において整備されていた。

職場環境整備：北海道地方測量部

入室制限



打合せテーブル



(2) 職員の健康・安全管理及びワークライフバランスの推進に関する取組について

職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化等により、職員の疲労やストレスが一層蓄積されているため、業務の合理化及び効率化を図るとともに、メンタルヘルス対策の一層の強化が重要である。

「職員の心身の健康を確保し、生きがいある充実した生活の実現を図ることが、勤務能力を増進するとともに、活力ある行政の基盤ともなるものである。」として、福利厚生施策を推進するに当たっての基本的な方針を示した「国家公務員福利厚生基本計画（平成3年3月20日 内閣総理大臣決定）」、「人事院規則10-4（職員の保険及び安全保持）」が定められている。国土交通省においては、「国土交通省職員健康安全管理規則」が定められており、地方支分部局の長が遵守すべき事項が規定されている。

事務・事業を効率的に実施するためには、職員が心身とも健康で安心して職務に専念できるよう、適正な健康管理と安全管理が重要である。

また、職員がいきいきと仕事をするためには、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が必要不可欠であり、平成27年1月に「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」が策定された。

国土地理院においても、「超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進について」（平成27年3月26日 国地総人第174号）により、超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進の数値目標を定めている。

ワークライフバランスの推進は、優秀な人材の確保、継続的勤務の推進、公務の能率的な運営の観点のもとより、男女ともに育児・介護等時間制約のある職員が増える中で、公務の持続可能性の向上の観点からも極めて重要である。

以上のことを踏まえ、健康・安全管理及びワークライフバランスに関する取組について監査を実施した。

1) 健康管理に関する取組について

① 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

心の健康づくり（メンタルヘルス対策）の取組を確認したところ、メンタルヘルス対策の重要性や予防（再発防止）について、講演会の開催、ストレスチェックの実施など健康管理の促進に努めていた。

本院においては、メンタルヘルス講演会を2回開催した。1回目の講演会は、7月にシニア産業カウンセラーを講師に招き「心のフィルター～良好な人間関係のために～」をテーマに開催し、Web会議システムでの聴講を含め延べ135名（会場参加48名、Web参加87名）の聴講があった。2回目は、国家公務員健康週間（10月）の行事計画に基づき、国土地理院課長級研修と共催で「ラインケア研修～不調の早期発見と不調者への早期対応～」をテーマに開催し、19名（課長級研修受講者8名）の聴講があった。監査対象部署である北陸地方測量部においては、富山市の出前講座を活用しメンタル不調を予防するための心の健康づくりをテーマに「健康ですか、あなたの心」と題して講習会を実施していた。他の地方測量部においても、部主催での講演会を開催するなどメンタルヘルス対策に努めていた。

また、職員の健康管理を促進するため、メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェックの実施や心の健康ポータルサイトの案内を定期的に掲示板に掲載し、職員の健康管理の促進に努めていた。

② 生活習慣病の予防対策

生活習慣病の予防対策の取組を確認したところ、診療所にて食生活や運動習慣、喫煙、飲酒など生活習慣病に関する健康相談等を適切に実施し、職員の健康管理の促進に努めていた。また、近年の国土地理院における健康診断等の結果において、若干ではあるが増加傾向にある糖尿病に焦点を当て、健康教室「知っ得、納得！糖尿病～予備軍の方にも役立つレシピ」の題で専門医を招き講演会を実施していた。更に血糖の値が高い傾向にある職員に対して、保健師から直接メール等による講演会参加の呼びかけを行うなど、国土地理院の現状に合った予防対策に取り組んでいた。

③ 超過勤務に係る健康管理対策

超過勤務に係る健康管理対策の取組を確認したところ、長時間の超過勤務等に伴う臨時の健康診断及び面接指導等実施要領（平成18年6月9日 国地総厚第57号）に基づき、月80時間以上の超過勤務を行った職員及び月50時間以上の超過勤務を3ヶ月以上連続して行った職員には、臨時の健康診断を行い、健康管理医又は保健師等による保健指導、健康相談等を適切に実施し、職員の健康管理の促進に努めていた。

④ 喫煙対策

喫煙対策の取組を確認したところ、「平成29年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の実施について」（平成29年5月23日 国地総厚第37号）に基づき、5月31日（水）、6月1日（木）の終日全館禁煙、診療所における禁煙サポートの実施、肺年齢測定の実施など健康管理医又は保健師等による健康相談等を適切に実施し、職員の健康管理の促進に努めていた。

また、筑波メディカルセンターつくば総合健診センターの医師である当院の健康管理医を講師に、「紫煙が身体を蝕んでいる～人間ドッグ・健康診断結果が物語るもの～」との題で禁煙に関する講演会を実施していた。

⑤ 健康診断の実施状況

健康診断（人間ドックを含む）の実施状況を確認したところ、各種通知に基づき、一般定期健康診断、特別健康診断、VDT健康診断、婦人科検診等を適切に実施していた。

2) 安全管理に関する取組について

① 執務環境の安全対策

執務環境の安全対策の実施状況を確認したところ、事務室、作業場、階段、

廊下等の破損や障害物の有無を確認し、転倒や落下災害の防止に努めていた。

② 測量業務に係る安全対策

測量業務に係る安全管理対策の取組を確認したところ、安全運転講習会の開催、ドライブレコーダの設置など安全対策に努めていた。

本院においては、秋の交通安全週間（9月）につくば中央警察署職員を講師に招き、実際の交通状況を再現した動画を見ながら危険を予測し、結果を受講者同士が振り返って議論する事で安全を学ぶ「危険予測トレーニング」を使うなど、工夫を凝らした講習会を開催し、36名の聴講があった。また、7月につくば中央消防署職員を講師に招き、普通救命講習、止血法、AEDの取扱いなど救急法講習会を開催し、23名の聴講があった。

監査対象部署の地方測量部においては、独自に安全運転講習会を開催し、交通法規の遵守の徹底、交通安全意識の向上に努めていた。

なお、北陸地方測量部においては、県警察本部より配信される交通安全に関する情報を職員全員にメールで展開し周知するなど、交通安全意識の向上に努めていた。

3) ワークライフバランスの推進に関する取組について

① 業務マネジメントへの取組

ワークライフバランス推進強化月間において、重点的に実施しており、更に年度を通じた「業務改善の取組」を定め、継続的に取り組むとともにフォローアップを行っていた。

また、監査対象部署の地方測量部においては、主担当・副担当等を明確にし、属人化を防いでいた。

② 勤務時間マネジメント改革への取組

超過勤務の縮減については、超過勤務命令の事前把握、翌日のフォローアップ及び集計時間の見える化を図るなどの取組みを行っていた。また、休暇の取得促進については、プレミアムフライデーなど、土日に合わせた休暇取得を促進するとともに、連続休暇取得キャンペーン（年次休暇（ポジティブオフ）・夏季休暇を組み合わせて、1週間以上の連続休暇を取得）について、内部ホームページ及び院フォーメーション等により周知し、計画的な休暇の取得促進に取り組んでいた。

なお、監査対象部署（359名）の取得状況は、年次休暇については179名（49.8%）が年間取得目標である15日以上を取得していた。

ポジティブオフについては、毎月取得している職員は5名（1.3%）であり、夏季連続休暇については、183名（50.9%）が1週間以上の連続休暇を取得していた。

今後とも、数値目標達成に向けた取組みに努められたい。

（3）行政情報の管理等について

行政機関が保有する情報の管理については、情報公開への対応や個人情報保護の観点から適切な管理が強く求められている。

また、過去には国の機関の重要な情報及び個人情報が流出する事件も発生しており、情報セキュリティの確保の面からも情報管理の徹底が必要となっている。

行政文書の適正な管理・保管については、「公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日 法律第66号）」により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としている。

個人情報の保護については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日 法律第58号）」により、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

また、特定個人情報については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づき、職員等に関する特定個人情報等取扱要領及び外部有識者等に関する特定個人情報等取扱要領を定め、特定個人情報等を適切に管理することとしている。

政府機関の情報セキュリティの確保については、政府機関全体の情報セキュリティ対策の強化・拡充を図るため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改正され、これらに基づいて国土交通省においては「国土交通省情報セキュリティポリシー（平成27年4月全部改正 国土交通省情報化政策委員会）」により、情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準が定められている。国土地理院においては、「国土交通省情報セキュリティポリシー」を遵守するために実施すべき対策事項について、具体的な実施手順を規定した「国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書（平成28年4月全部改正 国土地理院情報セキュリティ対策委員会）」が策定され、情報及び情報システムを取り扱う全ての行政事務従事者及び委託事業者は、本実施手順書に基づいた対策事項の実施に努めなければならないことと

している。

以上のことを踏まえ、行政文書の管理・保管、個人情報及び特定個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシーの実施に係る取組について監査を行った。

1) 行政文書の管理・保管

① 職員の意識啓発及び知識の付与

行政文書の管理等に関する職員の意識啓発及び職員への情報提供について監査したところ、通知文を発出するとともに内部ホームページの文書のページに通知等を掲載するなど職員に周知していた。

② 行政文書の適正な管理

行政文書ファイルの保存については、総括文書管理者が定めた国土交通省行政文書ファイル保存要領（平成23年4月 国官総第403号）（以下「保存要領」という。）により適切に保存することとされており、ファイリング用具（バインダー、保存箱等）には、「作成年度、大分類、中分類、名称（小分類）、保存期間、保存期間満了日、管理者」（以下「文書分類等」という。）を表示することと規定されている。

監査対象部署において、行政文書ファイルの整理状況を確認したところ、保存要領に基づき、概ね適切に表示されていた。

③ 行政文書の誤廃棄の防止対策

保存期間が満了した行政文書ファイル等は、公文書等の管理に関する法律第8条に基づき、「歴史公文書等については、国立公文書館等へ移管し又は廃棄しなければならない。」と定めている。廃棄処理を行う公文書等については、誤廃棄を防ぐため、内閣府の廃棄の同意のあった廃棄協議文書一覧と廃棄しようとする行政文書ファイル等の照合について、複数の者による確認を徹底することが重要である。

しかしながら、現在、内閣府への廃棄協議手続きが遅れた事により、一部の文書について廃棄処理が出来ない状況となっている。内閣府より同意が有り次第、早急に廃棄を行うとともに誤廃棄防止に取り組む等、速やかに処理するよう指示を行った。

2) 個人情報の保護

① 個人情報の取扱い状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、行政機関が保有する

個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、行政機関が個人情報の取扱いに当たって守るべきルール（保有の制限、利用目的の明示、正確性の確保、安全確保の措置）を定めている。

監査対象部署において、保有する個人情報の取扱い状況を確認したところ、行政文書ファイルに個人情報を含む旨の表示、施錠可能なロッカーでの保管、電子ファイルのパスワードの設定、個人情報の適切な管理・運用に関する周知徹底など、概ね適切な管理に努めていた。

② 個人情報の台帳等の整備

「国土交通省の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する指針及び開示請求等に係る審査基準」（平成17年4月 国総情企第89号。以下「指針及び審査基準」という。）第14条では、保護担当者は、保有個人情報の重要度に応じて、台帳等を整備し当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について、記録することと定めている。

監査対象部署において、個人情報等の台帳等の整備状況を確認したところ、一部不備のある部署があったので、担当課と調整のうえ適正に整備にするよう指導した。

③ 特定個人情報の取扱い及び台帳等の整備

特定個人情報等の取扱いについては、「職員等に関する特定個人情報等取扱要領」及び「外部有識者等に関する特定個人情報取扱要領」に基づき適切に管理され、また、台帳等も適切に記載されていることを確認した。

3) 情報セキュリティポリシー

① 情報セキュリティ対策に係る体制

国土地理院における情報セキュリティの組織・体制は、国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書で情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ担当官、情報セキュリティ担当者等を官職指定により指名し、それぞれの役割を定めている。

監査対象部署において、情報セキュリティ対策に係る体制について確認したところ、情報セキュリティ担当官、情報セキュリティ担当者に指名されている職員は、その役割を十分認識していた。

② 情報セキュリティ教育等の実施及び情報の提供

情報セキュリティに対する教育等の実施及び情報の提供について確認したところ、全職員を対象とした「情報セキュリティ講習会」を実施するとともに、

内部ホームページの情報システム課関連のページにおいて、国土交通省情報セキュリティポリシー、国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書ほか関係規程等の情報提供を行い、情報セキュリティに関する留意事項の周知、情報セキュリティに係る自己点検の実施等、情報セキュリティ意識の向上に資するよう各種の情報を提供している。

また、政府機関等に対する標的型メール攻撃（特定の組織及び個人に向けてメールで不正プログラムを送りつける攻撃）が増大していることを受け、不審メール情報に関する情報に注意するよう全職員に発出するとともに、標的型不審メール攻撃対応訓練を実施していた。

なお、監査対象部署の地方測量部においては、要管理対策区域のクラスは決定しているものの図面に落として部内で共有していなかった。要管理対策クラスの割当てを職員に分かり易く認識させる事は重要である。執務室の図面に落とし部内職員に情報共有するなど、情報提供にも努めてもらいたい。

③ 要保護情報の盗難、漏えい防止対策

国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書では、行政事務従事者は、端末に保存された要保護情報を盗難、漏えい等から保護するため、セキュリティワイヤによるデスクトップ型PC・外付けのハードディスク装置の盗難防止、要保護情報の暗号による漏えい防止、ハードディスク全体の暗号化による漏えい防止、パスワードロック機能付きのスクリーンセーバーによる離席時等の盗み見防止の措置を講ずることになっている。また、国土地理院外へ情報システムを持ち出して情報処理を行う場合は、モバイルPC・ノートPC持出管理台帳（以下「持出管理台帳」という。）に記入のうえ、システム管理者及び情報セキュリティ担当者の許可を得て行うことになっている。

監査対象部署において、各執務室における共用ファイルサーバのパスワードの定期的な変更、セキュリティワイヤによる盗難防止措置状況及び持出管理台帳の整備状況について確認したところ、概ね適切に管理していた。

（４）事務・事業の効率化・合理化への取組について

我が国の行政については、国際化、IT化、少子高齢化等の社会の変化に対応した行政ニーズが増大・多様化し、同時に行政サービスの質的向上も求められているとともに、行政コストの効率的な執行と経費節減合理化等に対して厳しい視線が注がれている。

このようなことから行政の無駄を省き、「簡素で効率的な政府」を実現するため、

内閣に行政効率化関係省庁連絡会議（平成16年2月5日 関係省庁申合せ）が設置され、長年にわたり各府省毎に行政効率化推進計画が策定され、その実施が図られてきた。

国土交通省においては、行政改革の一環として、非効率的な業務の見直し、意思決定プロセスの見直し及び身近な無駄の排除等、今後推進する具体的な取組として「国土交通省業務改善計画（平成24年10月）」を取りまとめ、業務改善に取り組んでいるところである。

また、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において、優れたものとするよう調達改善の取組が推進され、国土交通省においても競争性の確保、調達コストの縮減、調達対象の品質確保等の観点から「平成29年度国土交通省調達改善計画（以下「調達改善計画」という。平成29年3月）」が策定され、調達改善に取り組んでいるところである。

これらを踏まえ、簡素で効率的な行政の実現等に資するため、事務・事業の効率化・合理化等の取組に関して監査を行った。

1) 事務・事業の効率化の取組

次世代を担う子供達に向けた地理・防災教育の充実を図る取組や地理空間情報の効率的な整備と効果的な活用推進の取組においては、各地域における関係府省や地方公共団体、民間、学会等、様々な主体との連携・協力が不可欠である。

監査対象部署の地方測量部においては、教育・測量分野の関係者と協力し、学校での地理教育支援、出前講座、測量体験学習及び職場での職業体験学習、施設見学など地理・防災教育活動に積極的に努めていた。

また、地理空間情報産学官連携協議会、地域協定締結団体との意見交換会及び国、地方公共団体で実施している防災訓練、防災会議に積極的に関与し、各分野におけるニーズを把握するとともに、地理院が保有している地理空間情報の利活用及び地理院地図、地理院地図キットの利活用の推進に努め、事務・事業の効率化・合理化等に取り組んでいた。

2) 共同調達による経費節減及び一者応札の見直しの取組

全府省を上げて取り組んでいる共同調達については、国土地理院においても本院をはじめ、地方測量部等において共同調達の取組が進められている。

また、一者応札の見直しについては、調達改善計画に基づき、改善策を講じているのにもかかわらず、複数年度にわたり一者応札が継続し、改善が見込め

ないものについては、外部性・透明性を確保したうえで、適正な契約方式に移行するため、5年以上連続で一者応札となっている「年間契約」を、参加者の有無を確認する公募手続きに試行的に実施するなど、適正な契約手続きへの移行に取り組んでいた。

事務・事業の効率化は、常日頃から無駄の排除や必要性が薄れたものがないか等を念頭に見直しを行うことが大事であることから、各部署においては、今後とも、事務・事業の効率化とスリム化を常に意識しつつ、迅速で適正な事務・事業の執行に努めてもらいたい。

3. 2 一般事項

一般事項の監査においては、1.(2)に掲げた一般事項について、主に次のような観点に着目して監査を実施した。

- ① 事務・事業が効率的に行われているか
- ② 事務・事業が適正に行われているか
- ③ 無駄なことはしていないか
- ④ 役割を終えたものはないか

4. 監査の概評

監査を実施した多くの部署においては、職員が互いに支え合い、上司と部下・同僚が共に意思疎通ができる雰囲気維持されている。このような職場は、コンプライアンス意識の向上、情報の共有や意志統一、職員間の重複業務の排除による効率的・合理的な事務事業の執行、職員の心身の状態の観察や対話を通じて具体的な健康状態の把握に効果があるものといえる。引き続き風通しの良い職場環境に努めていただきたい。

監査の結果、業務内容を見直すことで、当該業務が効率的に実施できたり、より効果的に事務・事業が実施できると判断されるもの、現行の法令等の規定に基づいた事務処理が行われていない、あるいは事務処理そのものを失念していたこと等により指摘した件数は、重点事項を含め、意見の提示12件、指示事項26件であった。

これらの意見の提示、指示事項の多くは、現行の法令、規程、要領等の内容を十分に把握、理解しないまま処理しているものの他、一度チェック等見直しを行えば防げるものであり、従来から幾度となく指摘している事項である。これらは業務に対する職員の真摯な姿勢と意識の向上により改善できる余地があると考えられる。

業務執行にあたっては、常に問題意識を持ち、業務に対する理解を深め、物事を多角的に捉えることが重要である。

推奨・評価できる事項については、業務の効率化・合理化に向けた積極的な取組、地域における防災業務の連携に向けた取組、地域連携強化に関する積極的な取組、リーディングプロジェクト「学校へ行こう」等の積極的な取組など32件を紹介した。

意見の提示等の是正事項に限らず、参考とできる推奨事項についても積極的に取り入れることによって、ニーズを踏まえたより質の高い行政サービス、事務・事業の効率的な執行に努めていただきたい。